

登米市シティプロモーションロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登米市シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの意匠等)

第2条 この要綱において、ロゴマークの意匠は、市長が別に定める登米市シティプロモーションロゴマーク活用マニュアル（以下「マニュアル」という。）のとおりとし、ロゴマークの使用に当たっては、マニュアルに従わなければならない。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、登米市シティプロモーションロゴマーク使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市、市議会の議員、市職員又は市が構成員となっている団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用承認の手続を必要としないと市長が認めた場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認することができる。

- (1) 市の魅力の発信につながるものとして使用すると認めるとき。
- (2) 市のシティプロモーションの推進に寄与するものと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、第1項の申請を承認したときは、登米市シティプロモーションロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、使用承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 使用承認に際し付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、

市は、その補償の責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第7条 ロゴマークを使用した物件等に関する事故及び苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って使用者の責任の下に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故等について、市は、その責めを負わない。

(使用結果報告)

第8条 使用者は、市長が使用結果を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第9条 ロゴマークに関する庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月5日から施行する。